

議案第63号

天理市立公民館条例の一部改正について

天理市立公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年9月6日提出

天理市長 並 河 健

天理市立公民館条例の一部を改正する条例

天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「天理市櫟本町2064番地2」を「天理市櫟本町2460番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月30日から施行する。